

平成31年度 公益社団法人京都府青少年育成協会 事業計画

I 平成31年度 活動方針

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と優れた創造性を養い、心豊かにたくましく成長することは、京都府民すべての願いであり、そのために多くの方々が日々真摯な活動を続けてこられ、半世紀が経ちました。

「青少年育成京都府民会議」が結成された昭和42年9月以降、この半世紀の間に、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化し、家庭・地域の教育力の低下が懸念される中、スマホやインターネットの普及、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、いじめやひきこもりの増大、さらには児童虐待の多発や薬物乱用など課題は山積しており、青少年健全育成の取組が一層期待されています。

また、京都府の少年非行の状況は、近年減少傾向を示しているものの、引き続き官民一体となった対策が求められています。

京都府青少年育成協会では、次の半世紀に向け、今私たちに何が求められているのか、そして、今後その役割をどう果たしていくのかを考え、京都府や関係機関、青少年育成市町村民会議、青少年(育成)団体等との連携をより一層深めながら、青少年育成府民運動のスローガン「**気づいてる？ あなたのまわりの あたたかさ**」のもと、青少年をあたたかく見守り、その健やかな成長を支援する健全な地域社会づくりを推進するため、「平成31年度重点目標」に沿って、活動を展開することとします。

また、今後の活動においては、青少年育成市町村民会議や青少年(育成)団体のみならず、各世代が支える社会貢献活動を通して得られる人間的な満足感と自信を青少年の健全育成の大きな成果に位置付けられるような事業を展開し、各世代みんなが主役となるよう協働・共存で行える取組を模索して行きます。

なお、当協会が昨年4月から引き続き指定管理者の指定を受けて管理・運営する「京都府立青少年海洋センター」及び「宮津市B&G海洋センター」の各施設において、その機能を最大限に発揮するため、より適切な管理・運営に努めるとともに、自主事業の充実を図るなど利用者の増加・促進に向けて一層取組を強化します。

II 平成31年度 重点目標

「明るい家庭と地域の輪が育てる 心豊かな青少年」
～青少年をあたたかく見守る地域社会づくり～

- 1 青少年育成府民運動の推進
- 2 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援
- 3 明るい家庭づくり運動の推進
- 4 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進
- 5 会員団体との連携・活動支援
- 6 京都府立青少年海洋センター(マリーンピア)の利用促進

Ⅲ 平成31年度 事業実施計画

公1 「青少年育成府民運動の推進」(重点目標1～5)

青少年育成府民運動スローガン
気づいてる? あなたのまわりの あたたかさ

〔重点目標1〕 青少年育成府民運動の推進

1 青少年健全育成推進のための街頭啓発活動

- (1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、全国強調月間など効果的な時期に街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。
- (2) 特に、『青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)』や『子供・若者育成支援強調月間(11月)』を中心に、計画的に啓発活動を実施します。
- (3) 当協会としては、京都駅前など京都市内を中心に啓発活動を展開(*1、2)します。
また、府下においても、当該青少年育成市町村民会議等と連携・協働し、啓発活動(*3)を推進します。
*1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間』 in KYOTO
*2 『子供・若者育成支援強調月間』 in KYOTO
*3 平成30年度は、向日市、久御山町で実施しました。

2 『大人が変われば子どもも変わる運動』の推進

- (1) 青少年(育成)団体等と連携し、府内各地で啓発活動を展開します。
- (2) 当協会としては「大人が変われば子どもも変わる」「地域の子どもは地域で守り育てる」等をコンセプトとした啓発資料を作成します。
- (3) 「大人が変われば子どもも変わる運動」

大人が変われば子どもも変わる運動 ～ 青少年の心を育てるキャンペーン ～

- 1 「まず、大人自身が変わる」啓発運動の推進
すべての大人が、まず自分自身が変わらねばと気づき行動する活動です。
- 2 「地域のおじさん・おばさん運動」の推進
「地域の子どもは地域で守り育てる」という気持ちで、子どもたちを温かい見守り、支援する実践活動です。
子どもの健やかな成長を願う大人みんなの活動です。
- 3 「モラルの向上を目指した取組」の推進
今の時代に求められるモラルのあり方や人の生き方などについて研究協議し、その普及を目指す活動です。

3 『青少年スマホ・ケータイ・インターネット安全教室』の開催

- (1) 携帯電話等によるトラブルの被害から青少年を守ることを目的として、「青少年の健全な育成に関する条例（フィルタリング規制）」の周知徹底を図る『スマホ・ケータイ・インターネット安全教室（講師派遣）』を開催します。
- (2) 講師派遣を希望される青少年育成市町村民会議及び青少年(育成)団体等は、当協会あてに直接申し込んでください。

4 『青少年育成市町村民会議懇談会』の開催（6～7月）

- (1) 青少年健全育成の取組を一層推進するためには、青少年育成市町村民会議等がより一層連携・協働し、地域社会総がかりで取組を進めることが何よりも重要です。
- (2) このことを踏まえ、府内4地域（中丹・丹後、乙訓・南丹、山城北、山城南）で、行政機関も含め懇談会を開催し、意見交換・情報交換等を行います。
そして、それぞれの地域の課題やニーズに応じた取組を、連携の輪を広げて実施します。（青少年すこやかフォーラム、啓発活動等）
さらに、先進的な取組事例については、広報紙・ホームページ等で府内へ発信（広報・啓発）します。
- (3) 未加入の市町村への働きかけや新たな青少年(育成)団体の加入の取組を進めます。

5 『青少年健全育成地域活動推進事業』の実施

- (1) 近年、青少年を取り巻く状況は、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、薬物乱用等の深刻化や、若者の社会的自立の遅れなど、多様化・複雑化しています。こうした状況の中、青少年健全育成を一層推進していくためには、これらに対する取組を粘り強く継続して進めていくことが何よりも重要です。
そのため、本年度も引き続き、府内各地域で青少年(育成)団体等と連携・協働し、いじめや少年非行等の未然防止など、青少年の様々な課題に向けた取組を進めていきます。

(2) 『京都府青少年すこやかフォーラム』の開催

青少年育成関係者みんなで「学び、考え、行動する」機会として、子どもたちへの危険性が増大しているスマホやインターネット利用の現状について、あるいは、青少年の薬物乱用防止等について、自らが考える機会として、青少年育成市町村民会議及び青少年(育成)団体等と連携・協働し、時機を得た内容でフォーラムを開催します。

開催時期及び会場

平成32年1月頃、舞鶴市内

6 広報・情報提供事業

- (1) 府内各地域における「青少年健全育成推進」の地域連携・協働の取組を発信します。

- (2) 協会広報誌『わかもの京都』ほか、青少年の健全育成に係る広報・啓発用資料等を作成します。
- (3) インターネット広報の充実
当協会のホームページを一層充実し、タイムリーな情報発信に努めます。

〔重点目標2〕 青少年の自主活動・社会参加の促進、活動支援

1 「第41回少年の主張京都府大会」の開催

次代を担う子どもたちには、心身ともに健康で思いやる心を持ち、社会的に自立していきける健やかな成長が求められています。そのためには、広い視野と柔軟な発想や想像力などとともに、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けることが大切です。

「第41回少年の主張京都府大会」は、子どもたちにとって、これらの契機となることを願い実施します。

- (1) 募集締切
平成31年8月2日(金)とします。
- (2) 応募対象者
応募対象者は、府内の中学校及び特別支援学校中学部等に在籍している生徒とします。
- (3) 発表大会
発表大会は、平成31年9月22日(日)に京都府総合教育センターで開催します。
- (4) 共催(予定)
京都府PTA協議会・京都市PTA連絡協議会・(独)国立青少年教育振興機構と共催で実施します。
- (5) 作品集
「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」とともに、入賞作品の作品集を作成し、関係機関等に配布します。
- (6) その他
「京都府知事賞」の受賞者は、京都府代表として、平成31年11月に東京で開催される全国大会への出場候補者として推薦します。

2 京都府子ども議会の開催(隔年開催)

- (1) 内容
子ども議員による代表質問(班によるテーマ別発表)と京都府の答弁です。
- (2) 対象
府内小学校5・6年生とします。

(3) 期 日

開催次期は、平成31年8月の予定です。

(4) 会 場

会場は、京都府議会議場です。

(5) 共 催（予定）

京都府主催で、京都府議会、京都府教育委員会とともに当協会も共催します。

3 青少年団体等への活動支援

(1) 京都府青少年育成協会活動室（12名程度）を、会員等に対し会議等に使用できるスペースとして無料提供します。

(2) 御利用の場合は、当協会へ電話等で連絡してください。

〔重点目標3〕 明るい家庭づくり運動の推進

1 明るい家庭づくり運動の普及・推進

(1) 『家庭の日（毎月第4土曜日）』について、広報誌「わかもの京都」や協会ホームページ、チラシ等を活用し、普及に努めます。

(2) 青少年健全推進のための街頭啓発活動のなかで、『家庭の日』についても府民への啓発活動を実施します。

(3) 「明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展」の入賞作品を活用したカレンダーを作成し、関係機関に配布します。【新規】

2 『第23回明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展』の実施

小学生から見た家庭内での微笑ましいふれあいを絵に表現することを通して、子どもたちの健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識していただくため、『第23回明るい家庭づくり(家庭の日)絵画展』を実施します。

(1) 募集作品

募集作品は、親子や家庭のふれあいを題材とした絵画とします。

(2) 募集締切

平成31年9月9日（月）とします。

(3) 応募対象者

応募対象者は、府内の小学校及び特別支援学校小学部等に在籍している児童とします。

(4) 表彰

入選作品は表彰します。

(5) 作品集

「少年の主張京都府大会」事業とともに、入賞作品の作品集を作成し、関係機関等に配布します。

(6) 巡回展示

京都府庁をはじめ、青少年育成市町村民会議等の協力を得て、府内各地で入賞作品の巡回展示を行います。

(7) その他

入賞作品を活用してカレンダーを作成し、関係機関等に配布します。【新規・再掲】

〔重点目標4〕 青少年の問題行動の防止、非行対策及び社会環境浄化の推進

1 『青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）』及び『子供・若者育成支援強調月間（11月）』の取組

(1) 青少年(育成)団体等と連携・協働し、街頭啓発・ミニコンサート等を実施します。

(2) 青少年の非行のみならず、いじめ、ひきこもり、児童虐待、薬物乱用など、青少年健全育成にかかわるすべての啓発の場とします。

(3) 強調月間に呼応した取組である「少年を明るく育てる京都大会」等へ積極的に参加します。

(4) 青少年育成市町村民会議等と連携・協働し、啓発活動を進めます。

2 「青少年スマホ・ケータイ・インターネット安全教室」の開催 <再掲>

3 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>

4 京都府青少年健全育成審議会<京都府事業>への参画

「青少年の健全な育成に関する条例」第24条の8に基づき設置された審議会である。青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るために必要な事項を審議する。

5 京都府青少年健全育成功労者等知事表彰<京都府事業>への協力

青少年の健全な育成に多大な貢献のあった個人や団体、他の模範となる活動を行った青少年や団体の功績をたたえ、青少年健全育成に対する社会の関心を高めることを目的として、京都府知事が「青少年の健全な育成に関する条例」第11条に基づき表彰する。

6 「青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨に基づく社会環境浄化の推進

7 各団体事業等への共催・参加協力

(1) 「社会を明るくする運動」京都府推進委員会への参加

(2) 「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」への参加

『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」への参加

(3) 「あすのKyoto・地域創生フェスタ」への参加 など

〔重点目標5〕 会員団体との連携・活動支援

1 「青少年育成市町村民会議懇談会」を開催 <再掲>

2 「青少年スマホ・ケータイ・インターネット安全教室」を開催 <再掲>

3 「青少年健全育成地域連携推進事業」の実施 <再掲>

4 青少年の育成に関する講座等の開催・支援

会員団体等が開催する講座等に対し、京都府と連携し、希望のテーマに則した講師を紹介し
ます。(出前語らい・府専門職員派遣など)

5 会員団体等の活動に対する助言、共催・後援等

6 啓発資材等の貸出

(1) 啓発資材

① 視聴覚教材 (DVD等)

② 明るい家庭づくり運動パネル (1セット5枚)

③ 大人が変われば子どもも変わる運動パネル (1セット4枚)

④ のぼり (6種類21枚)、横断幕 (3種類4枚)

(2) 手続き

啓発資材の貸出を希望される団体等は、当協会あてに連絡してください。

〔6〕 その他

1 研修会・会議等へ参加

内閣府主催の研修会・会議等に参加します。

2 公益社団法人の運営

(1) 総会を開催 (6月) します。

(2) 理事会を年2回開催（5月・翌年3月）します。

なお、会長に異動がある場合は、総会の後、理事会を開催します。

(3) 必要に応じ、会長・副会長・常務理事による「三役会議」を開催します。

3 財政基盤の充実

正会員・賛助会員の加入促進に努めます。

※平成29年度に作成した「入会案内」パンフレットの活用など